

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～フォークリフトの接触防止措置を講じなかった疑い～

津島労働基準監督署（署長 杉江弘樹）は、令和7年8月18日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

光塗装工業株式会社ほか1名

（所在地：愛知県海部郡大治町大字砂子 事業内容：塗装業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第151条の7第1項（接触の防止）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和6年11月20日、光塗装工業株式会社において、被疑者の雇用する労働者が事務所から倉庫に向かって歩いて移動していたところ、同僚労働者が後進させるフォークリフトに轢かれて重傷を負う労働災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、車両系荷役運搬機械等に該当するフォークリフトを用いて作業を行うときは、運転中のフォークリフト又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所への労働者の立入の禁止措置または誘導者の配置の措置を講じるよう規定しているが、被疑者は、上記の労働災害発生時、どちらの措置も講じなかった疑いがあるもの。

5. 関係法条文

労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
（以下、略）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項(第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者
（以下、略）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

（接触の防止）

第 151 条の 7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。
（以下、略）